

公益財団法人四日市市文化まちづくり財団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりの整備

<対策>

平成27年4月から

- 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など法律や就業規程の周知徹底や情報提供を行う
→ 周知100%を目指す

- 子育てを目的とした有給休暇の取得を促進
→ 有休休暇取得率1人あたり平均80%を目指す

- 子どもの出生時に父親が取得できる休暇の取得を促進
→ 就業規程第23条 特別休暇 (6) 配偶者の出産 3 日以内の周知100%を目指す

- 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のために取得できる休暇の取得を促進
→ 就業規程第23条 特別休暇 (15) 1の年度において5日の範囲の期間の周知100%を目指す

目標2：仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備

<対策>

平成27年4月から

- 所定外労働時間を削減し、実労働時間の短縮を図る努力を行う
→ 業務の見直しおよび効率化、適切な人員配置を行い、月平均 30 時間以内を目指す